

東山地区税務協議会からの お知らせ



自宅から スマホで申告

してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで
源泉徴収票を
読み取りできます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間
いつでも利用可能
※ メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で
見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って
入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・
送信することで添付省略
※ 一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送料が不要

早期還付

還付金の振込みが早い

※ 2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
(書類提出の場合は4～6週間程度で還付)

NEW

令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利

- ・ 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- ・ マイナンバーカードの読取回数が削減 ※

※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



東山地区税務協議会(東山税務署・京都府京都東府税事務所・京都市市税事務所)

回覧印								

東山税務署は確定
申告期間中駐車場が
ございませんので、自動車で
の来署はご遠慮ください。



感 染症リスク回避のため、スマホやパソコンからの送信による申告または郵送による提出を是非ご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページなどでご確認ください。



会場に来られる場合は…

混 雑緩和のため、会場への入場には入場整理券が必要です。

持 ち物などは、以下のとおりです。本年も、マスクの着用とともに、使用するものをご持参ください。

- 筆記用具（ボールペンなど）
 - 計算器具
 - マイナンバーのわかるもの
 - 所得金額や控除金額がわかる書類
 - 医療費控除を受けられる場合は、医療を受けた方の名前、医療機関名、支払った1年間の金額をまとめた明細書
- ※令和2年分から領収書は提出できません。

税 務署の申告書作成会場

開設場所 大阪国税局 京都分室
(東山税務署西隣り)

東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339番

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)

受付時間 9:00～16:00(土・日・祝日を除く)

- 入場整理券は、会場で当日配付またはLINEで事前発行
- 入場整理券の配付状況により、早めに受付を締め切る場合があります。

● 会場開設期間中は、東山税務署庁舎内では作成済みの申告書等の受付、用紙の交付のみを行います。



**東山税務署は確定申告期間中
駐車場がございませんので
自動車での来署はご遠慮ください。**

年 金受給者のための申告書作成会場の廃止について

- 本年から、昨年まで山科区の「京都市東部文化会館」に開設していた「**年金受給者のための申告書作成会場**」は開設いたしません。
- 昨年来場され、本年も確定申告される方は、この機会に、ご自宅から「**スマホやパソコンからの送信による申告**」、「**郵送による提出**」を是非ご利用ください。
- 申告書作成会場での相談を希望される方は、「**税務署の申告書作成会場**」をご利用ください。

LINE での入場整理券の事前発行はこちら

申込開始日 1月22日(日)

2月1日(水)以降の申込ができます!

国税庁

LINE公式アカウント

- ① 国税庁を「友だち」追加
- ② 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- ③ 東山税務署・希望日時を選択
- ④ 内容を確認して「申込」をタップ



入場時に申込完了画面を提示すればOK!

お問合せ先：東山税務署 個人課税部門
TEL 075-561-1131 (代表)

※ 自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

スマホがあれば START!

便利で安心

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備
送信方法、エラー解消などに関するご質問は

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

0570-01-5901

マイナンバーカード
を持っている

YES

対応するスマホを
持っている

対応端末一覧は
こちら →



YES



スマホ申告
スタンバイ
OK!

こちらから →



NO

市町村でマイナンバー
カードを取得する

マイナポータル総合サービスセンター
☎0120-95-0178



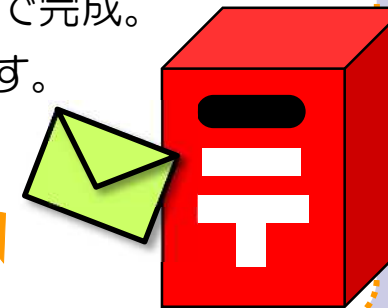
YES

ID・パスワードを
持っている

YES

YES

送信はダメでも作成コーナーで申告
書がデータ（PDF）で完成。
印刷して提出できます。
郵便をご利用くだ
さい。



NO

近くの税務署でID・パス
ワード発行の手続きをする!

NO

ID・パスワードの取得には、
ご本人が顔写真付きの本人確認
書類をお持ちのうえ、お近くの
税務署にお越しください。
※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

どちらかをお持ちであれば
スマホ申告できます!

令和
4年分
は

おうちで TRY! スマホ申告

スマホを利用した申告がより一層便利になりました!

スマホ専用画面の対象範囲は...

給与所得 雑所得 一時所得
特定口座年間取引報告書
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)

事業所得 NEW!!
不動産所得 NEW!!
青色申告決算書・収支内訳書 NEW!!
消費税申告書(画面はパソコンと同等) NEW!!

すべての所得控除(医療費控除など)
政党等寄附金特別控除
災害減免額 予定納税額
外国税額控除
本年分で差し引く繰越損失額

調べたい!
聞きたい!
は、こちらへ



スマホでの
ご相談は
こちらから!

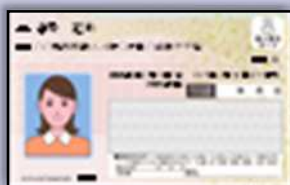


最寄りの税務署に電話
音声案内に従い「1」を選択

電話相談センターへ

確定申告期は「0」が追加され確定申告専用

マイナンバーカード



ID (利用者識別番号) &
パスワード (暗証番号)